

令和3年

上尾市教育委員会5月定例会
議案資料

目 次

議案第 26 号 資料	1
議案第 27 号 資料	4
議案第 28 号 資料	5

議案第26号資料

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 16 県支出金 (項) 3 委託金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	補正額 (累計)
				区分	金額		
5 教育費委託金	0	397	397	1教育総務費委託金	397	教育研究開発事業委託金	397 (397)
計	0	397	397				

2 歳 出

(款) 9 教育費 (項) 1 教育総務費

単位：千円

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			一般財源	節・説明 区 分	補正額 (累計)	事業概要	補正額 (累計)
		特 定 財 源							
		国庫支出金	地方債	その他					
3 教育指導費	2,743 (239,755) (242,498)	397 国庫支出金 397	0	0	2,346	13使用料及び賃借料 著作権使用料 18負担金、補助及び交付金 教育研究開発事業交付金	2,346 2,346 (2,346) 397 397 (397)	(指導課) ○指導方法改善事業 13使用料及び賃借料 18負担金、補助及び交付金	2,743 (56,712) 2,346 (2,348) 397 (846)
計	2,743 (1,109,266) (1,112,009)	397	0	0	2,346				

(款) 9 教育費 (項) 5 社会教育費

2 公民館費	6,861 (215,386) (222,247)	6,861 国庫支出金 6,861	0	0	0	14工事請負費 公共施設等トイレ非接触化改修工事費	6,861 6,861 (6,861)	(生涯学習課) ○公民館管理運営事業 14工事請負費	6,861 (133,727) 6,861 (56,515)
3 図書館費	4,925 (436,155) (441,080)	4,925 国庫支出金 4,925	0	0	0	14工事請負費 公共施設等トイレ非接触化改修工事費	4,925 4,925 (4,925)	(図書館) ○図書館施設管理事業 14工事請負費	4,925 (52,193) 4,925 (15,821)
5 集会所運営費	748 (9,619) (10,367)	748 国庫支出金 748	0	0	0	14工事請負費 公共施設等トイレ非接触化改修工事費	748 748 (748)	(生涯学習課) ○人権教育集会所管理事業 14工事請負費	748 (9,396) 748 (748)
計	12,534 (823,349) (835,883)	12,534	0	0	0				

(款) 9 教育費 (項) 6 保健体育費

5 スポーツ施設費	935 (195,037) (195,972)	935 国庫支出金 935	0	0	0	14工事請負費 公共施設等トイレ非接触化改修工事費	935 935 (935)	(スポーツ振興課) ○屋外スポーツ施設管理運営事業 14工事請負費 ○市民体育館管理運営事業	330 (134,229) 330 (330) 605 (61,743)
-----------	-----------------------------------	---------------------	---	---	---	------------------------------	---------------------	---	---

(款) 9 教育費 (項) 6 保健体育費

単位：千円

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節・説明		事業概要	補正額 (累計)
		特定財源			一般財源	区分	補正額 (累計)		
		国県支出金	地方債	その他					
								14工事請負費	605 (605)
計	935 (1,726,635) (1,727,570)	935	0	0	0				

凡例 「○○○」を加える場合・・・○○○ →太字&網掛け
「△△△」を削る場合・・・~~△△△~~ →取消線&斜体字
ただし、改正する条等の部分のみ表記

●学校職員のサービスの宣誓に関する条例

(昭和30年上尾市条例第24号)

【改正要旨】

1、上尾市職員のサービスの宣誓に関する条例の改正に準じ、学校職員が行うサービスの宣誓について、押印を求める現行規定を改め、別記様式を提出して行うようにするもの。

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、学校職員のサービスの宣誓に関し規定することを目的とする。

(学校職員のサービスの宣誓)

第2条 新たに学校職員となった者は、任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項に規定する県費負担教職員にあつては、上尾市教育委員会。以下同じ。）~~又は任命権者の定める上級の公務員の前で~~に別記様式による宣誓書に署名してを提出してからでなければ、その職務を行ってはならない。

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

(権限の委任)

第3条 この条例に定めるものを除くほか、学校職員のサービスの宣誓に関し必要な事項は、任命権者が定めることができる。

別記様式(第2条関係)学校職員

宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治及び教育の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏

名 

議案第 28 号資料

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について

(学校教育部学校保健課)

1 提案理由	<p>公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、学校医等に対する介護補償の額を引き上げるもの</p>																			
2 内容	<p>介護補償の額（月額）を引き上げる。（第7条の2第2項関係）</p> <table border="1" data-bbox="472 741 1406 936"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">常時介護を要する場合</th> <th colspan="2">随時介護を要する場合</th> </tr> <tr> <th>最高限度額</th> <th>最低保障額</th> <th>最高限度額</th> <th>最低保障額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改正前</td> <td>166,950 円</td> <td>72,990 円</td> <td>83,480 円</td> <td>36,500 円</td> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td>171,650 円</td> <td>73,090 円</td> <td>85,780 円</td> <td>36,500 円</td> </tr> </tbody> </table>		常時介護を要する場合		随時介護を要する場合		最高限度額	最低保障額	最高限度額	最低保障額	改正前	166,950 円	72,990 円	83,480 円	36,500 円	改正後	171,650 円	73,090 円	85,780 円	36,500 円
	常時介護を要する場合		随時介護を要する場合																	
	最高限度額	最低保障額	最高限度額	最低保障額																
改正前	166,950 円	72,990 円	83,480 円	36,500 円																
改正後	171,650 円	73,090 円	85,780 円	36,500 円																
3 施行期日	<p>公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）</p>																			